

1① 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する経営支援対策について

区分	農業者		
	発生農家	移動制限・撤出制限区域内	移動制限・撤出制限区域外
<p>家伝法での支援</p>	<p>○ 殺処分家畜等に対する手当金 (患畜：家畜の評価額の1/3) (疑似患畜：家畜の評価額の4/5)</p> <p>○ 殺処分家畜等に対する特別手当金 (患畜：家畜の評価額の2/3) (疑似患畜：家畜の評価額の1/5)</p> <p>○ 死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金(1/2) (場合によっては都道府県が焼埋却を実施)</p> <p>〔 ・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置〕</p>	<p>○ 農家に対する助成措置</p> <p>〔 売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成〕</p> <p>〔 ・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置〕</p>	
<p>融資 (利率はR2.10.19現在)</p>	<p>○ 家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金 (・貸付対象：飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費)</p> <p>〔 ・貸付限度額：個人2千万円 法人8千万円 ・償還期限：7年以内(据置3年以内) ・貸付利率：0.80%〕</p>	<p>○ 家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金</p> <p>〔 ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内(据置3年以内) ・貸付利率：0.80%〕</p>	<p>○ 家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金</p> <p>〔 ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内(据置3年以内) ・貸付利率：0.80%〕</p>
	<p>○ 農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)</p> <p>〔 ・貸付対象：経営の維持安定に必要な資金 ・貸付限度額：経営費の6か月分(※)又は600万円 ・償還期限：10年以内(据置3年以内) ・貸付利率：0.16%〕</p>		

※年間経営費の6/12(6か月分)に相当する額又は相収益の6/12(6か月分)に相当する額のいずれか低い額

1② 家畜防疫互助事業加入者の場合

区分	農 業 者																																				
	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外(全国)																																			
家畜防疫互助基金支援事業	発生農家																																				
	<p>○新たに鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちようを導入し、経営を再開する場合には、経営支援互助金を交付。</p> <table border="1"> <caption>上限単価</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>家族型</th> <th>企業型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採卵鶏(成鶏)</td> <td>690 円/羽</td> <td>990 円/羽</td> </tr> <tr> <td>” (育成)</td> <td>320 円/羽</td> <td>460 円/羽</td> </tr> <tr> <td>肉用鶏</td> <td>20 円/羽</td> <td>30 円/羽</td> </tr> <tr> <td>種鶏(成鶏)</td> <td>930 円/羽</td> <td>1,350 円/羽</td> </tr> <tr> <td>” (育成)</td> <td>430 円/羽</td> <td>620 円/羽</td> </tr> <tr> <td>うずら</td> <td>200 円/羽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あひる</td> <td>320 円/羽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>きじ</td> <td>320 円/羽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほろほろ鳥</td> <td>320 円/羽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>七面鳥</td> <td>320 円/羽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>だちよう</td> <td>31,900 円/羽</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>企業型：常時雇用する従業員（事業主と生計を一緒にするものを除く。）の数が1人以上の養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社が加入。 家族型：企業型の加入条件に該当しない者が加入。（企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型での加入は可能。）</p>		家族型	企業型	採卵鶏(成鶏)	690 円/羽	990 円/羽	” (育成)	320 円/羽	460 円/羽	肉用鶏	20 円/羽	30 円/羽	種鶏(成鶏)	930 円/羽	1,350 円/羽	” (育成)	430 円/羽	620 円/羽	うずら	200 円/羽		あひる	320 円/羽		きじ	320 円/羽		ほろほろ鳥	320 円/羽		七面鳥	320 円/羽		だちよう	31,900 円/羽	
	家族型	企業型																																			
採卵鶏(成鶏)	690 円/羽	990 円/羽																																			
” (育成)	320 円/羽	460 円/羽																																			
肉用鶏	20 円/羽	30 円/羽																																			
種鶏(成鶏)	930 円/羽	1,350 円/羽																																			
” (育成)	430 円/羽	620 円/羽																																			
うずら	200 円/羽																																				
あひる	320 円/羽																																				
きじ	320 円/羽																																				
ほろほろ鳥	320 円/羽																																				
七面鳥	320 円/羽																																				
だちよう	31,900 円/羽																																				

○殺処分した鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちようを自身の負担により焼・埋却した場合には、焼却・埋却等互助金を交付。

上限単価：鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 80円/羽
だちよう 3,520円/羽

(参考：生産者積立金)

	家族型	企業型
採卵鶏(成鶏)	7円/羽	10円/羽
”(育成)	3円/羽	4.5円/羽
肉用鶏	0.2円/羽	0.4円/羽
種鶏(成鶏)	9.5円/羽	14円/羽
”(育成)	4.5円/羽	6.5円/羽
うずら	5.0円/5羽	
あひる	2.0円/羽	
きじ	2.0円/羽	
ほろほろ鳥	2.0円/羽	
七面鳥	2.0円/羽	
だちよう	190.0円/羽	

2①家畜伝染病予防費

【令和2年度予算概算決定額 8,588 (3,264) 百万円】
 【令和元年度補正予算額 5,707百万円】

＜対策のポイント＞

家畜伝染病予防法に基づき、CSF、ASF、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図ります。

＜政策目標＞

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

＜事業の内容＞

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

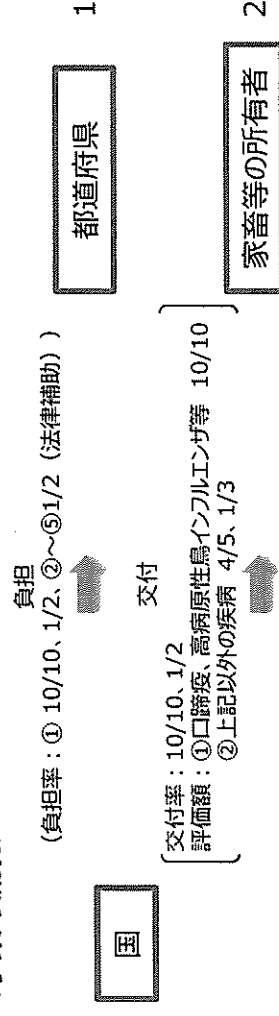
- ① 検査等に必要なたんぱく質、薬品費
- ② CSFワクチンの購入費及び接種に必要な資材費
- ③ 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費
- ④ 家畜の伝染性疾病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

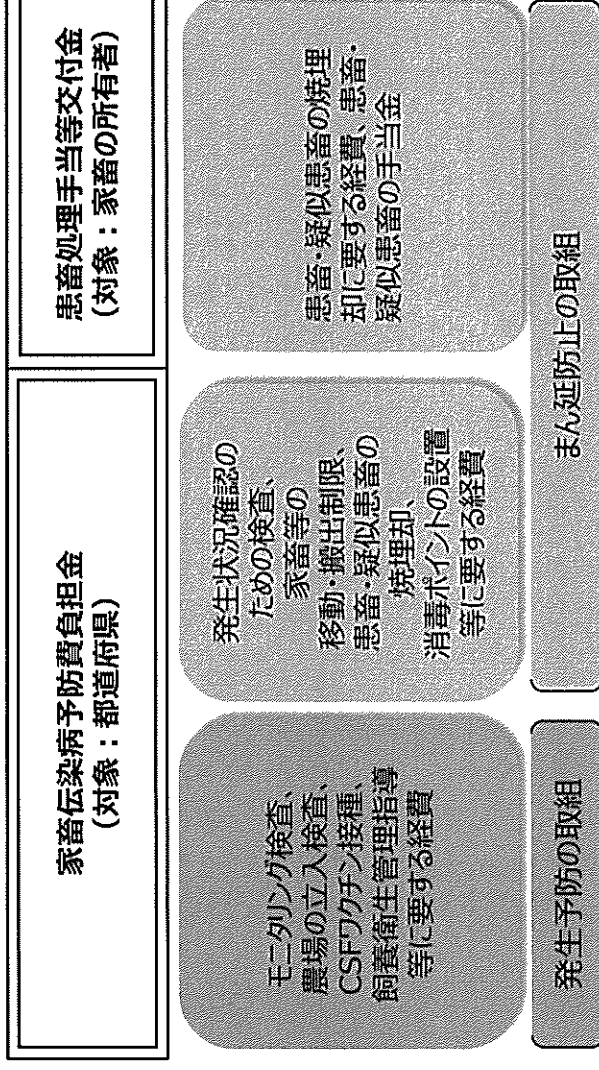
家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、CSF、ASF、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



2②家畜伝染病予防費の概要

該当条文	内容	負担率等	交付先
<p>1 法第58条関係 (へい殺畜等手当金の) 動物又は物品の所有者に 対する手当金等の交付</p>	<p>(1) 患畜の殺処分手当金 (2) ブルセラ病、結核病、ヨ一ネ病又は馬伝染性貧血の患畜の殺処分手当金 (3) 疑似患畜の殺処分手当金 (4) 検査等の事故畜(死亡畜又は死流産胎児)に対する手当金 (5) 焼却又は埋却した物品に対する手当金(腐蛆病等) (6) 殺処分した患畜に対する特別手当金 (7) 殺処分した疑似患畜に対する特別手当金 (8) 焼却又は埋却した物品に対する特別手当金</p>	<p>評価額の1/3(上限額あり) 評価額の4/5(上限額あり) 評価額の4/5 評価額の10/10 評価額の4/5 評価額の2/3 評価額の1/5 評価額の1/5</p>	個人 (所有者)
<p>2 法第59条関係 (へい殺畜等焼却埋却費交付金) 動物の死体又は物品の所有者 に對する焼却埋却費の交付</p>	<p>(1) 殺処分した家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (2) 汚染物品の焼却又は埋却に要した費用</p>	<p>1/2 1/2</p>	個人 (所有者)
<p>3 法第60条関係 (家畜伝染病予防費負担金) 知事又は家畜防疫員が法を 執行するのに必要な費用の 負担</p>	<p>(1) 家畜防疫員旅費 (2) 評価人の手当及び旅費 (3) 雇入獣医師手当 (4) 牛疫予防液の購入費又は製造費 (5) (4)以外の動生剤の購入費又は製造費 (6) 農林水産大臣の指定する薬品の購入費 (7) 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料 (8) 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用 (9) 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用 (10) 特定家畜等の移動制限等に起因する売上げの減少額又は費用の増加額に相当する負担</p>	<p>10/10(寄生虫病予防は1/2) 10/10 1/2 10/10 1/2 10/10(寄生虫病予防は1/2) 1/2 1/2 1/2(指定家畜は10/10) 1/2</p>	都道府県
<p>4 法第60条の2関係 (指定家畜補償金等) 指定家畜等の所有者に對する 補償金の交付</p>	<p>(1) 殺処分した指定家畜に對する補償金 (2) 指定家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (3) 指定家畜の飼料費その他の飼養に要した費用</p>	<p>評価額の10/10 10/10 10/10</p>	個人 (所有者)

3① 家畜疾病経営維持資金融通事業

1 事業の目的

畜産経営において高病原性鳥インフルエンザ、CSF、口蹄疫、伝達性海綿状脳症（BSE、スクレイピー等）等の広範囲に影響を与える家畜伝染病が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 貸付対象者

① 経営再開資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

② 経営継続資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動・搬出制限等により経営継続が困難となった者

③ 経営維持資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

(2) 資金使途

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

(3) 貸付条件（利率は令和2年10月19日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人：2,000万円 法人：8,000万円	(1頭当たり,100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育用牛13万円、繁殖用雌牛65千円、肥育豚13千円、繁殖豚26千円、家きん52千円、繁殖用めん羊及び山羊13千円	
償還期限 うち据置期間		7年以内 ----- 3年以内	
貸付利率		0.80%以内	

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

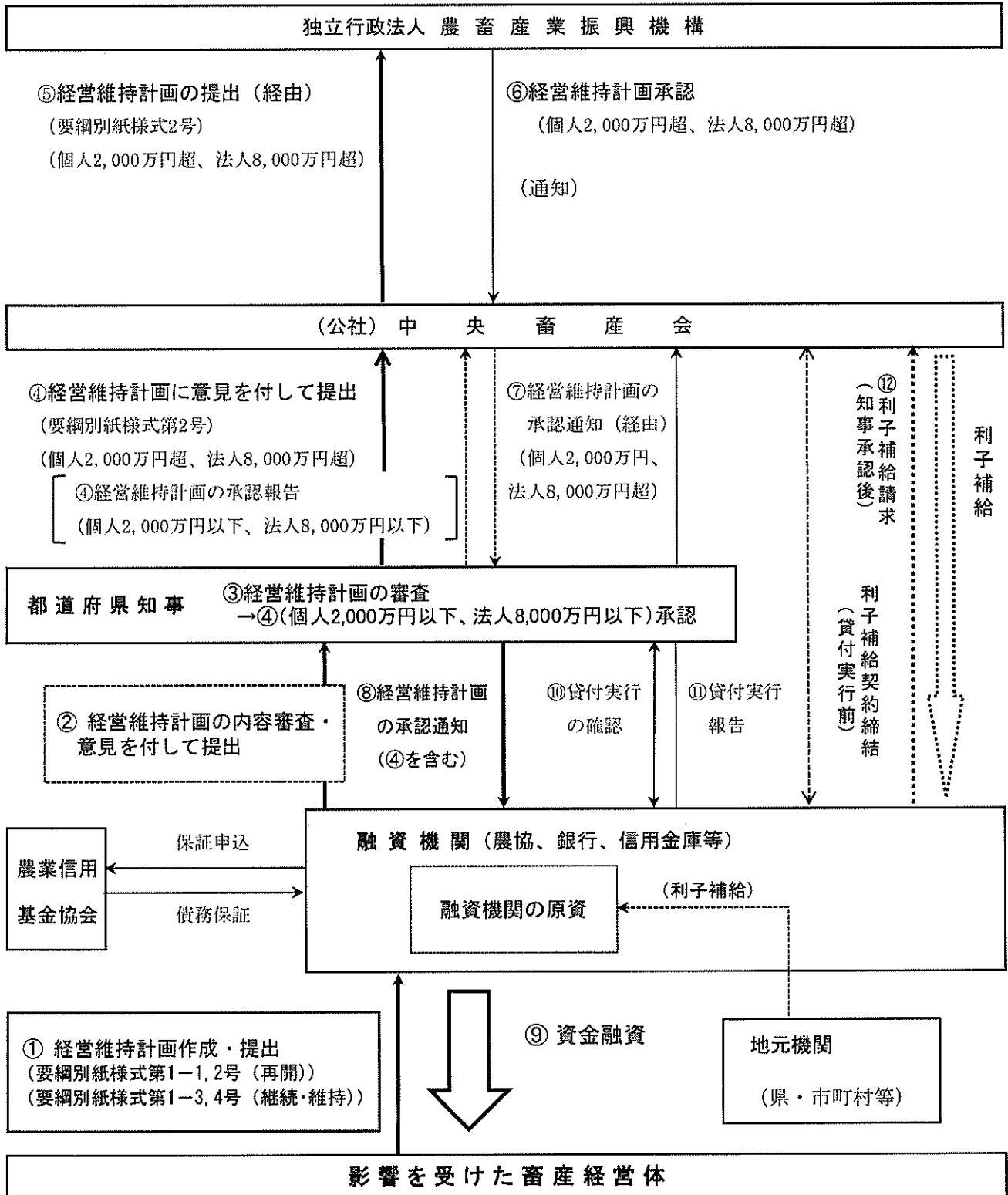
5 融資枠（平成29～令和3年度） 50億円

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4893
担当者：伊藤（麻）・吉村

3② 家畜疾病経営維持資金融通事業事務フロー図

(経営継続・維持、再開資金)

(注)経営継続・維持資金は、個人2,000万円超、法人8,000万円超が機構理事長承認



4① 畜産経営維持安定特別対策事業

1 趣旨

家畜疾病、飼料費高騰等広範囲に影響を与える事態の発生により経済的に影響を受けた畜産経営の維持安定に必要な資金の円滑な融通を図るため、農業信用保証保険制度における機関保証を支援し、もって我が国畜産経営の安定に資する。

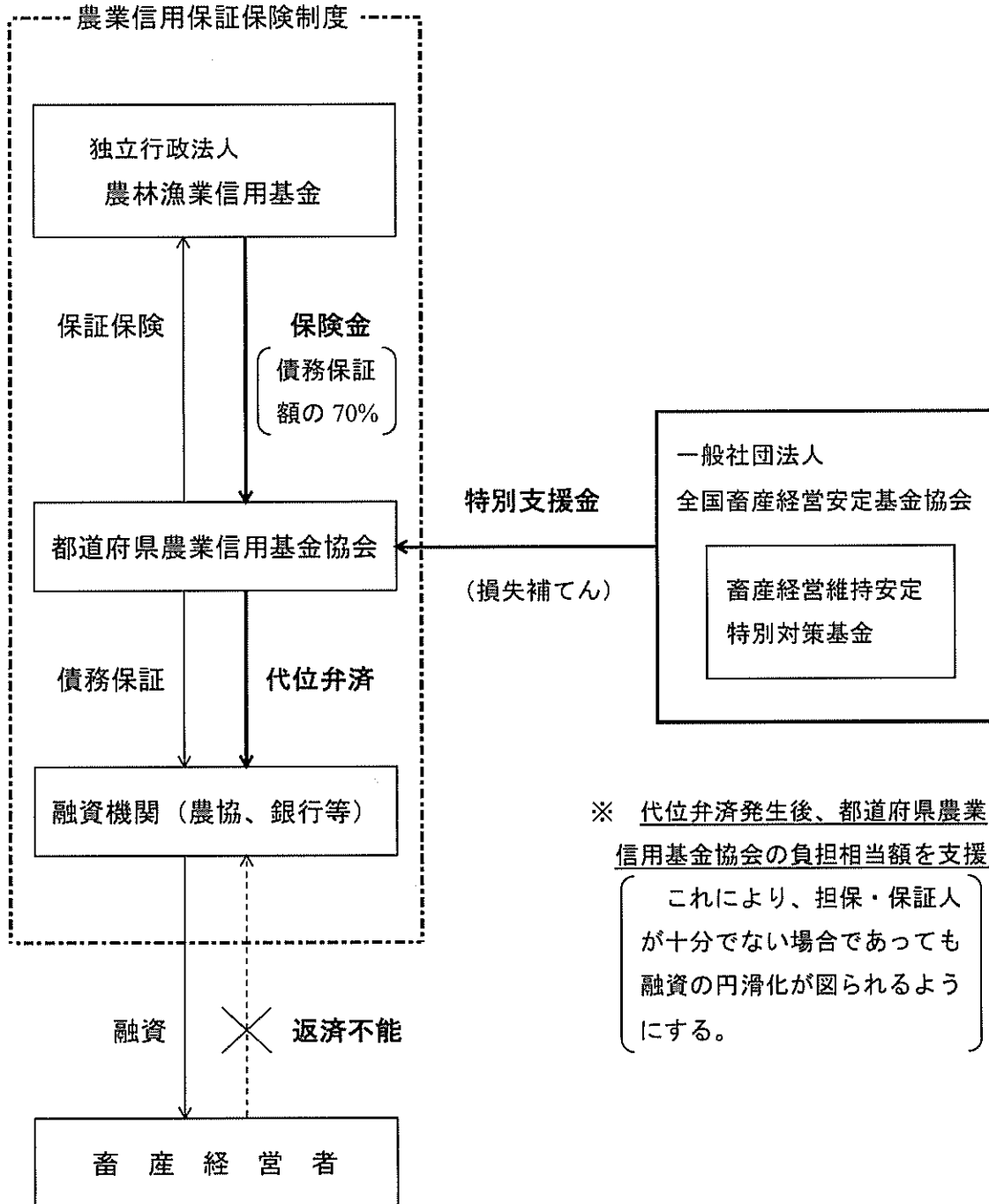
2 事業内容

- (1) 対象資金
- ①大家畜経営維持資金
 - ②B S E 対応畜産経営安定資金
 - ③大家畜経営改善償還推進資金
 - ④家畜疾病経営維持資金**
 - ⑤家畜飼料特別支援資金
- (2) 融資機関 農協、銀行、信用金庫等
- (3) 保証機関 都道府県農業信用基金協会
- (4) 支援内容 代位弁済発生後、都道府県農業信用基金協会を支援する。

- 3 事業実施主体 (一社) 全国畜産経営安定基金協会

4②

畜産経営維持安定特別対策事業による農業信用基金協会に対する支援



5 農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 貸入対象者

- ① 認定農業者(※1)
 - ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上(法人にあっては 1,000 万円以上)であるもの)
 - ③ 認定新規就農者(※2)
 - ④ 集落営農組織
- (※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
 - ② 法令に基づく行政処分(CSF、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
 - ③ 社会的・経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
- (※) 売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600 万

(3) 借入金利：0.16% (令和 2 年 10 月 19 日現在)

(4) 償還期限：10 年以内(うち据置期間 3 年以内)

3. 取扱融資機関

(※)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります)。

5. 問い合わせ先

- (※)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)
- 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

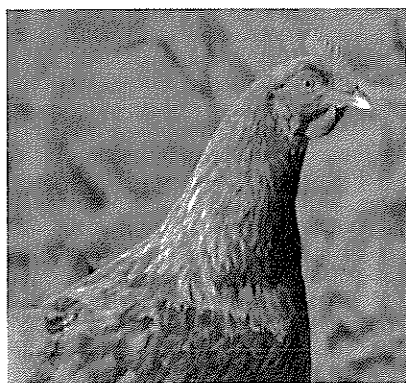


家畜防疫互助基金支援事業

平成30年度開始

万一の高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えて

家畜防疫互助事業 にご参加を！



養鶏・その他家きん農家の皆様へ

この事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営を維持・継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国((独)農畜産業振興機構)が補助を行う事業です。

早めに参加して経営に安心を!!

一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内

TEL(03)3297-5515 FAX(03)3297-5519

事業のポイント

- 国内の鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう(以下、鶏及びその他家きん)を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。
- 加入者は、家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、家畜の所有者として、飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- この事業の対象となる家畜伝染病は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ(以下、高病原性鳥インフルエンザ等)です。
- 事業実施期間は平成30年度～32年度までの3年間です。
- 生産者が納付した生産者積立金は、鶏及びその他家きん生産者基金で管理します。疾病が発生し、互助金を交付する場合は、鶏及びその他家きん生産者基金から交付されます。

生産者積立金の単価

国内外の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、基金規模を拡充するため、単価を見直しました。鶏及びその他家きんの種類ごとの生産者積立金の単価は次のとおりです。

鶏(家族型)	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	7円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	3円
	肉用鶏	1羽当たり	0.2円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	9.5円
	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	4.5円
鶏(企業型)	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	10円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	4.5円
	肉用鶏	1羽当たり	0.4円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	14円
	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	6.5円
	うずら	5羽当たり	5円
	あひる	1羽当たり	2円
	きじ	1羽当たり	2円
	ほろほろ鳥	1羽当たり	2円
	七面鳥	1羽当たり	2円
	だちょう	1羽当たり	190円

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

鶏の企業型について

- 企業型については、伝染病発生後も雇用が確保されることを主旨としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入条件としています。
- 企業型については、常時雇用する従業員(生計を一にする者を除く)の数が1人以上の事業主又は会社が加入できます。
- 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- 企業型の互助金交付時には、雇用実態を書面により確認します。(交付時の雇用実態の確認により、企業型の要件を満たしていないことが判明した場合には、家族型の互助金が交付されます。)
- 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回に限り、契約区分(家族型、企業型)を変更することができます。

生産者積立金の納付

- 加入時に納付する生産者積立金の額は、契約羽数に生産者積立金の単価を乗じて求めます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等が発生して生産者積立金が枯渇し、財源不足に陥った場合は、追加負担割合((独)農畜産業振興機構理事長が別に定めます。)に基づく額の納付(追加納付)が必要となる場合があります。

契約羽数

- 互助金は、契約羽数を上限として支払われるため、事業実施期間(平成30年度から32年度)における契約農場ごとに飼養が見込まれる羽数で契約してください。(複数の農場で飼養している場合は、農場ごとに見込まれる飼養羽数を記載してください。)
- 契約羽数は、毎年度見直しを行うことができます。ただし、契約羽数を減らしてもその分の生産者積立金は3年間の事業終了後の残額確定時まで返還されません。

契約の効力

- 契約の効力は、交付契約を締結し、生産者積立金を納付した日から生じ、平成33年3月31日まで継続されます。

加入手続き

- 加入を希望する生産者(以下、加入申込者)は、「家畜防疫互助基金交付契約申込書兼同意書」及び「家畜防疫互助金交付契約書」を(一社)日本養鶏協会又は事務委託先、道府県養鶏協会等(以下、養鶏協会等)に提出します。
- 申込みを受けた(一社)日本養鶏協会は、交付契約を締結し、生産者積立金の支払いを請求します。
- 加入申込者は、(一社)日本養鶏協会が指定する口座に生産者積立金等を納付します。
- 生産者積立金を納付した日から契約の効力が生じます。

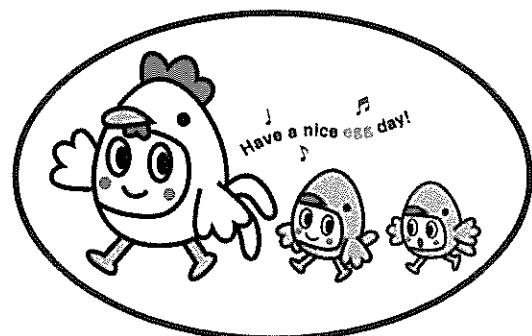
1戸当たりの積立金は？

鶏の家族型	区分	積立単価	×	羽数	=	積立金合計
飼養羽数:2万羽の場合	採卵鶏(成鶏120日齢超)	7.0円	×	20,000羽	=	140,000円
	肉用鶏	0.2円	×	20,000羽	=	4,000円
鶏の企業型	区分	積立単価	×	羽数	=	積立金合計
飼養羽数:40万羽の場合	採卵鶏(成鶏120日齢超)	10.0円	×	400,000羽	=	4,000,000円
	肉用鶏	0.4円	×	400,000羽	=	160,000円
うずら	積立金単価(5羽当たり)		×	羽数	=	積立金合計
飼養羽数:10万羽の場合	5.0円	×	(100,000羽÷5羽)	=	100,000円	
あひる	積立金単価(1羽当たり)		×	羽数	=	積立金合計
飼養羽数:1万羽の場合	2.0円	×	10,000羽	=	20,000円	

※積立金合計に別途業務運営事務手数料(4%)の納付が必要となります。

生産者積立金の納税時の取扱い

- (一社)日本養鶏協会に納付した生産者積立金は「仮払金」として、また、手数料は経費として処理してください。
- 事業実施期間終了時において基金に残額が生じた場合には返戻しますので、仮払金と返戻金との差額は「経費」として処理してください。



互助金の交付

- 経営支援互助金は、鶏及びその他家きんの種類ごとの交付単価及び契約羽数を上限として、殺処分羽数又は導入計画羽数のいずれか少ない羽数に基づき、交付されます。
- 焼却・埋却等互助金は、80円(だちょうの場合3,520円)を互助金交付上限単価とし、実際に焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家畜伝染病予防法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額を対象に支払われます。なお、経営再開の有無にかかわらず支払われます。
- 互助金交付認定委員会において、互助金交付額を認定した上で、互助金が支払われます。ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した場合には互助金が支払われない場合や減額される場合があります。

互助金の種類とその単価

経営支援互助金

契約対象農場において、該当農場の経営を再開する場合に、家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等を支援

焼却・埋却等互助金

殺処分した鶏及びその他家きんを焼却・埋却等するために、生産者自ら負担したその経費を支援

互助金の種類と交付単価は次のとおりです(1羽当たり:上限)

家畜の種類		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
鶏(家族型)	採卵鶏(成鶏)	690円	80円
	採卵鶏(育成鶏)	320円	
	肉用鶏	20円	
	種 鶏(成鶏)	930円	
	種 鶏(育成鶏)	430円	
鶏(企業型)	採卵鶏(成鶏)	990円	
	採卵鶏(育成鶏)	460円	
	肉用鶏	30円	
	種 鶏(成鶏)	1,350円	
	種 鶏(育成鶏)	620円	
	うずら	200円	
	あひる	320円	
	さじ	320円	
	ほろほろ鳥	320円	
	七面鳥	320円	
	だちょう	31,900円	3,520円

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

各道府県の養鶏協会等のお問い合わせ先一覧



各道府県協会	問い合わせ番号	住所	電話
北海道養鶏会議	060-0004	札幌市中央区北四条西1丁目1 北農ビル13階 北海道酪農畜産会内	011-209-8556
青森県養鶏協会	030-0847	青森市東大野2-1-15 農協会館内	017-729-8799
岩手県養鶏協会	020-0024	盛岡市菜園1-3-6 農林会館内	019-654-7050
宮城県養鶏協会	980-0012	仙台市青葉区錦町1-6-25 (一社) 宮城県配合飼料価格安定基金協会内	022-222-2416
秋田県養鶏協会	010-0001	秋田市中通6-7-9 畜産会館内	018-836-7435
山形県養鶏協会	990-0042	山形市七日町3-1-16 JAビル 山形畜産協会内	023-634-8167
福島県養鶏協会	960-8043	福島市中町1番19号 中町ビル4階	024-521-1764
茨城県養鶏協会	310-0022	水戸市梅香1-2-56 (公社) 茨城県畜産会館内	029-231-7501
栃木県養鶏協会	321-0905	宇都宮市平出工業団地6-7 畜産会館内	028-664-3633
群馬県養鶏協会	379-2147	前橋市亀里町1310 畜産協会内	027-220-2371
埼玉県養鶏協会	360-0102	熊谷市須賀広784 県畜産会内	048-536-5281
(一社)千葉県農業協会養鶏部会	260-0013	千葉市中央区中央4-10-12 蚕糸会館2階	043-222-9400
(一社)神奈川県畜産会養鶏部会	235-0007	横浜市磯子区西町14-3 神奈川県畜産センター内	045-761-4191
山梨県養鶏協会	400-0034	甲府市宝1-21-20 山梨県配合飼料価格安定基金協会内	055-228-7320
長野県養鶏協会	380-8570	長野市南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎	026-234-6871
富山県養鶏協会	930-0901	富山市手屋3-10-15 獣医畜産会館 富山県配合飼料価格安定基金協会	076-451-1789
石川県養鶏協会	920-0362	金沢市古府1-217 (公社) 石川県畜産協会内	076-287-3635
福井県養鶏協会	910-0005	福井市大手3-2-1 福井ビル5階	0776-27-8228
静岡県養鶏協会	420-0838	静岡市葵区相生町14-26-3 静岡県獣医畜産会館内	054-274-0005
岐阜県養鶏協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内	058-273-1111
(一社)愛知県養鶏協会	440-0858	豊橋市つづじが丘3-4-1 豊橋市養鶏農業協同組合内	053-261-3185
三重県養鶏協会	514-0003	津市桜橋1-649 農業共済会館1階 三重県畜産協会内	059-213-7513
滋賀県養鶏協会	523-0896	近江八幡市鷹飼北4-12-2 八幡本部内	0748-33-4345
京都府養鶏協会	604-8845	京都市中京区壬生東高田町1-15(1F) (公社) 京都府畜産振興協会内	075-681-4280
奈良県養鶏農業協同組合	639-1122	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター内	0743-59-0234
和歌山県養鶏協会	640-8331	歌山市美園町5-1-1 和歌山県JAビル (公社) 畜産協会わかやま気付	073-426-8133
兵庫県養鶏協会	650-0024	神戸市中央区海岸通1番地 農業会館7階 兵庫県畜産協会内	078-381-9368
鳥取県養鶏協会	680-8570	鳥取市東町1-220 県庁畜産課内	0857-26-7831
島根県養鶏協会	690-0887	松江市殿町19-1 島根JAビル (公社) 島根県畜産振興協会	0852-31-3609
岡山県養鶏協会	700-0015	岡山市北区京山2-5-1	086-252-2131
(一社)広島県養鶏協会	732-0828	広島市南区京橋町1-23 三井生命ビル7階	082-264-1468
山口県養鶏協会	753-8501	山口市滝町1-1 山口県庁畜産振興課内	083-933-3436
徳島県養鶏協会	770-8570	徳島市万代町1-1 徳島県庁畜産課内	088-621-2420
香川県養鶏協会	760-0023	高松市寿町1丁目3-2 (公社) 香川県畜産協会内	087-825-0284
愛媛県養鶏協会	790-0003	松山市三番町4-4-7 松山建設会館4階	089-948-5368
高知県養鶏協会	783-0053	南国市国分1305-5 ヤマサキ農場内	088-862-0135
福岡県養鶏協会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎6階	092-409-9083
佐賀県養鶏協会	840-0803	佐賀市栄町2番1号 佐賀県JA会館内	0952-24-7121
長崎県養鶏協会	850-0862	長崎市出島町10-15 日新ビル301	095-825-4575
熊本県養鶏協会	861-1103	合志市野々島4393-190 熊本県養鶏農協内	096-242-3131
大分県養鶏協会	870-0844	大分市古国府1220 大分県畜産協会内	097-545-6593
(一社)宮崎県養鶏協会	880-0806	宮崎市広島1-13-10 畜産会館内	0985-29-4375
鹿児島県養鶏協会	890-0065	鹿児島市郡元3-3-32 鹿児島県獣医師会館内	099-812-8850
沖縄県養鶏協会	900-0025	那覇市壺川2-9-1(JA会館)	098-831-5170

